

## 第2 2回福島地方裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成25年7月8日(月)午後1時15分～午後2時45分

### 第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

### 第3 出席者

#### 1 委員

秋葉康弘(委員長), 太田久弥, 菅野篤, 齋藤弘子, 潮見直之, 錫谷達夫,  
中野重孝, 武藤正隆, 力丸美彦, 渡邊ゆり(五十音順, 敬称略)

#### 2 説明者

中島刑事部総括, 北村事務局長, 門脇民事首席書記官, 川井刑事首席書記官,  
高橋事務局次長, 岸浪総務課長, 遠藤会計課長

#### 3 係員

小田桐総務課補佐, 吉澤総務課係長

### 第4 開会等

委員の交代, 委員長代理の指名等

### 第5 議事及び質疑応答の要旨(委員長, 委員, 説明者)

#### 1 前回出された意見を踏まえた取組報告

##### (1) 庁舎の案内表示の改善について

前回庁舎の案内表示が分かりにくいとの御意見をいただいたので, エレベーター内, エレベーターホール及びそれぞれの課室に案内表示を追加設置した(別紙写真参照)。また, 駐車場への案内表示を分かりやすくするため文字色を白色に修正した。駐車場出口前の道路が一方通行であることが利用者に分かりやすくなるように, 駐車場出口正面に一方通行を表示する道路標識を移設していただいた。

市役所前交差点の手前に駐車場への案内表示を設置した方がよいのではないか。

裁判所の敷地外の案内表示となると費用を伴うことでもあり，後日検討したい。

表示設置のほかに，来庁者へ事前に文書等で駐車場への経路案内をすることも考えられる。

## (2) 裁判所の広報について

前回庁舎新営を機に市民の方へ裁判所を知ってもらう機会をもっと設けたらよいのではないかと御意見と，新庁舎は白壁で殺風景なので壁面にポスターなどを掲示してはどうかとの御意見をいただいた。

一点目については，5月に憲法週間記念行事として新しい裁判員裁判法廷で裁判官による裁判員裁判説明会を開催した。応募開始から3日間で募集定員に達する好評ぶり当日は裁判官による裁判員裁判についての説明のほか，普段は公開していない少年審判廷などの庁舎見学や裁判官席着座・法服試着体験を行い参加者から大変好評をいただいた。7月には小学生を対象に夏休み親子体験学習会を，10月には法の日週間記念行事を予定している。この他にも随時，裁判所見学を受け付けており多数の方々が来庁しているが，今後もいろいろな企画を検討し，多くの市民の方に裁判所へ足を運んでいただけるよう継続的に広報企画を実施していきたい。

二点目については，現在検討中であるが，近隣の小学生の絵を掲示するなど庁舎全体が温かい印象となるよう工夫したいと考えている。

参加募集定員にすぐに達するということは市民からの需要があるのではないかと。年間を通じて同種の企画の頻度を高めて開催した方がよいのではないかと。

開催頻度を上げたり，募集定員を増員するなどして市民からの要望に応じていきたい。

当初 1 回の予定を 2 回に増やして開催することも検討する余地があるのではないか。

平日だけではなく土曜日に開催するのもよいのではないか。

広報行事に参加した学生などの若年層からアンケート方式でどのような広報企画があったら楽しいか斬新なアイデアをもらうのも一つではないか。

広報行事開催の都度，参加者からアンケートに御協力をいただき，その結果は次の広報企画に活かしている。今後も引き続き継続していきたい。

## 2 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

### (1) 裁判員制度の広報等について

裁判員制度の開始にあたっては各裁判所毎に精力的に裁判員制度を P R するなど熱く広報活動をしていた。制度内容は難しいものの当時の広報活動により制度が市民に浸透したのではないかという印象である。制度開始後についてみると，裁判所ウェブサイトについては充実しているものの内容がかたく，ですます調の文書形式のため分かりづらい。箇条書きなどの方が分かりやすいのではないかと思われる。裁判員制度の広報は分かりやすい内容で恒常的に実施する必要がある。世の中のことに興味を持ち始める世代である中学生が理解できる程度の内容で広報することが望ましいのではないか。制度開始当初は見て聞いて分かりやすい手続であることを P R していたが，最近は当初よりも分かりやすさが後退しているのではないかという印象である。

また，裁判員の心理的負担については制度開始以前から指摘・懸念されていたことが現実化した例が出た。性犯罪被害者の保護については裁判所は慎重に対応しているものと見てはいるが，保護の面からは課題があると思われる。公判前整理手続に関しては，手続をもう少し公開すべきではないか。非公開部分は外部に一切分からない部分となるわけであるから，裁判所の責任において概略などを公開すべきではないか。

法務省の検討会では裁判員制度の大幅な見直しはないとの最終報告が出た。長期化する裁判員裁判に裁判員はずっと従事しなくてはならないのか等国民に理解されるのか疑問が残る部分はある。裁判員法立法時に裁判員に予断を与えないよう報道規制をするかのような条文が作られるというような話が出た。このようなことは絶対にあってはならないということで報道機関において自ら律する趣旨でガイドラインを作成し、客観的な報道や表現の仕方を変えるなどしてこのガイドラインに基づいて報道してきたが、一部にこのガイドライン作成当時の精神を忘れていくような傾向がある。自戒して改めてガイドラインの見直しをしていくことにしたい。

裁判員制度はまだまだ変えるべきところがある。3年毎の見直しではなく常時検討、見直すべきである。国民が分かりやすく受け止めやすい内容のPRの仕方を検討するべきである。

## (2) 民事調停について

市民から見れば裁判所は敷居が高く、できれば利用したくないのが普通だと思われる。民事調停は、だれでも簡単に利用できるとの案内がされているが、一般的には裁判所の手続を経験したことがない人が多いのだから、どのようにすればよいのか分からない人が多いと思う。確かに裁判所は相談者自身の抱えている問題に踏み込んだ対応をすることが難しいことは分かるが、もう少し工夫をして相談者の身になって対応ができないものか。また、調停協会が主体となっている調停制度の周知キャンペーンに裁判所も積極的に関わるべきではないのか。

## (3) 成年後見制度について

裁判所ウェブサイトではイラストを使い、形式も箇条書きとなっていて、全体的に分かりやすくなっていると思う。後見の申立ては申立書類の量が多く、個人での書類作成が難しいので専門家関与の点も含めて案

内したらよいのではないか。専門家の問い合わせ先をウェブサイト上に明示するなどして丁寧に積極的に相手の立場に立って案内をしていく必要があるのではないか。

確かに裁判員制度開始前は法曹三者がかなり制度のPRをしていた。制度開始後は制度説明の機会もなくなってしまったと思う。引き続き制度理解のために継続し改善する姿勢を持ち続けることが大事かと考える。具体的には、これから裁判員候補者となる若年層をターゲットにしてはどうか。

検察庁では小・中学校へ出前教室を行い、職業紹介や裁判員裁判の紹介をして好評である。

何年か経つと記憶が薄れていくものである。裁判員の選任手続など、おやっと感じて制度を知るきっかけになるのではないか。

司法制度全体の広報を担当するセクションはあるのか。

裁判所の広報全般を担当するのは総務課である。裁判所の毎月の広報テーマは最高裁判所から各裁判所へ送られる。広報ツールとしては、パンフレットやリーフレットがある。

裁判所では広報テーマに関するパンフレットやリーフレットを地方公共団体等に配布している。また小学生対象の広報用DVDを作成したり、学校へ出前教室をしている。

情報を求める人だけに情報を提供するという発想ではなく、発信する側から積極的に関わっていくことが広報だと考える。世代によって情報の格差が生じてきている。情報は常に平等に発信すべきである。広報であればなおさらである。現在20歳から24歳くらいまでの人は裁判員制度そのものの説明を聞く機会がこれまでなかったのではないかと思う。

裁判所職員は外部に出づらいのか。

職員は外部に出て活動することにあまり慣れていないかもしれない。裁判員制度開始以降は外部での広報活動はあまり行われていないのが現状である。

出前教室の実施も最近は少なくなっている。

他の官公庁は複雑な仕組みや制度に関して若い世代に慣れ親しんでもらいたいからか、学校へ出前教室するなどしてどんどんPR活動をしているようである。

制度開始以降、裁判員裁判の報道が繰り返されているので、ある程度市民に制度が浸透していて理解されているという認識であったが、実際はそうとはいえない面があるのかもしれない。

聞こえてくる意見は経験者だけのものであり、経験のない人の意見は聞こえてこない。

6月6日郡山支部での裁判員経験者との意見交換会に出席したが、出席された裁判員経験者のほとんどの方が裁判員裁判に自分が関わることはないという他人事の状況であったと発言されていた。裁判所は今後も裁判員制度の広報をはじめ、調停や後見などの情報などを、情報を求める人に対してだけでなく、多くの市民に積極的に情報発信していく必要があることが分かった。

民事調停事件の手續については丁寧に案内をしているが、事件の内容にまで踏み込んで具体的・個別的な案内をすることは難しい。一般論という前提で対応したとしても、相談者に正確に内容を理解してもらえるのかどうか難しいという問題点がある。やはり事件の具体的な内容に入るとなると、実際に申立てがあってから対応することになる。このような実情を踏まえ、市民に対し、どう発信できるのかは今後の検討課題であると思われる。

### 3 裁判員裁判の検証結果について

中島部総括から裁判員裁判の検証結果について説明

裁判員の精神的負担につき、裁判員制度開始前からPTSDなどの問題が言われていたはずである。カウンセラーを置くなどしていたようではあるが、裁判所の対処は十分とはいえなかったのではないかと。また死刑判決の際の裁

判員の心的負担はかなりのものであることから、裁判員の負担をもっと軽くするような方策を真剣に考えるべきである。

裁判所は常々慎重に考えているところであるが、今後とも裁判員の負担については十分配慮していきたい。

検察官もこの点は重々承知している。どのようにすれば裁判員の負担にならないか、夜も眠れなくなるくらい職責として悩んで行っている。このことも御理解いただきたい。

裁判員制度については、本質的なところを議論してほしい。

検察官は分かりやすい言葉で分かりやすい調書を作成するよう努力している。自白事件における人証の活用については、証人は裁判員のように有給休暇扱いとはならず、仕事を休んで緊張しながら出頭することになるなど証人自身への負担も掛かる。事実には争いが無いのであれば人証不要でよいのではないかと考える。

郡山支部で実施した裁判員経験者との意見交換会では、法廷で何度も同じ話を繰り返し聞くことになり、さっきも聞いたはずの話なのだから分かるのではないかと思ったという御意見や、弁護人側の資料について視覚的に入ってこないという御意見、休憩中に裁判官から開廷後に被告人に質問を試みたらとの話を受けたため、緊張して十分に休憩できなかったというような御意見が出た。一方、被告人へ質問をしたことで背中を押された感じになり、その後の評議で十分に意見を言えるようになったという御意見もあった。

また、(危険運転致死被告事件で) 昼の休廷中に食事を取っていない裁判員に対して裁判官が補充裁判員もいるので無理をしないようにとの話をしていたが、その裁判員は本人の意思で裁判員を続けていたという話もあった。裁判所としては裁判員本人から大丈夫であると言われれば、裁判員を辞めてくださいと言うことはできない。裁判員経験者からいろいろな御意見を聴いて考えながら裁判員への配慮をしていかななくてはならないと考えさせられた。

裁判所は今後も審理・評議の際の裁判員の発言に耳を傾け、審理・評議のあり方に反映させていこうと考えている。

第6 次回（第23回）開催について

次のとおり了承された。

1 日時

平成26年2月7日（金）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 裁判所の関与する倒産手続について

以上

別紙（写真・庁舎の案内表示）

【エレベーター内】



【エレベーターホール】

